

議案第 9 3 号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、連携施設の確保に係る経過措置を延長する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。